

出し方の変更点【水銀使用製品】

1. 家庭から出た水銀使用製品を資源物ステーションで出すことができます

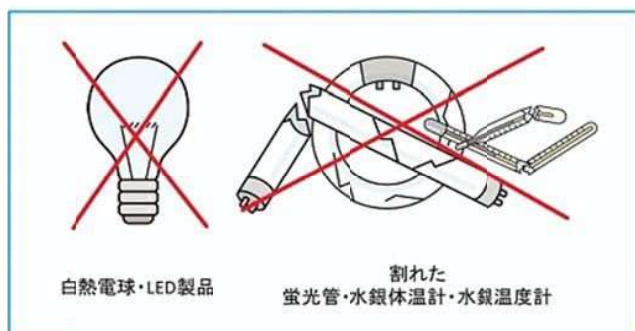
●対象となるもの

- ・**蛍光管（125 cm以内）、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計**
- ・係員の指示に従いそのまま、若しくは購入時に付属している段ボール等のケースに入れてお出してください。



●対象とならないもの

- ・**白熱電球、割れたもの（蛍光管・水銀体温計・温度計）、LED製品**は「燃やせないごみ」の日に出してください。
- ・**事業所から出たもの。**



※家庭から出た水銀使用製品は資源物として取り扱いますが、従来通り「燃やせないごみ」の日に出すこともできます。

2. 資源物ステーションに灯油などの液体燃料を使用する小型廃家電は持ち込めません。

- ・**石油ストーブ、石油ファンヒーター、オイルヒーターなど液体燃料を使用する小型廃家電は持ち込めません。**
- ・これらのものは、「燃やせないごみ」の日、町内のごみ集積場に出してください。



問合せ先

（分別に関すること）
（収集に関すること）

廃棄物対策課
環境センター業務課
環境センター管理課

443-2281
429-7366
429-5017